

## 結と仲間田

農作業の特徴をいちばんよく表している言葉は「結」である。結は稲藁を束ねる「結束」から来ているが団結を表す言葉であり人と人の結合を意味する。つまり人と人が結びつき助け合って生きていく村落共同体の生活様式のことだ。

現代の農家は兼業化が進み職業も多様化しているが、もともとは専業農家の集まりだった。そこでは同じ水を使い、並んだ田畑を耕し、災害や不幸のときに助け合うことで、お互いの仕事と暮らしを守ってきた。地縁と同時に金戸は親戚同士が多いため血縁が濃く、自ずと人間同士の結びつきが強かった。

農業には労働力の集約が求められ、田植えや稲刈りは家族単位では難しく、大労働で親類や近隣集団で労力を交換する必要があった。自分の家でやってもらったら今度は返す「結返し」「結返し」をしなければならなかった。それは家の建築や屋根の葺き替えでも同じことであつたが、ワイワイガヤガ

ヤと賑やかな作業風景が戦後まであつた。

旧来の米作り作業は家族全員で行っていた。それは子供から年寄りまでの文字通り一家総出で行つた。但し家の事情で助人を頼んだり結作業だったりしていたが、別に仲間田で耕作していた田があつた。特に水口が一箇所田が数枚続いていたり、その中に所有地主が複数であつたりして、一家で耕作する事が出来ない箇所は共同で作業を行っていた。こうした田を仲間田と呼んでいた。

雪解けの株分け・畔前切りに始まり、荒起し・施肥・代掻き・田植え・草取り・稲刈り・玄米の販売までの総てを共同で行つたものである。この仕事は一般にいう賃仕事でなく自分の家の仕事として行つていた。従つて仲間の絆は家族同様であり、農作業以外の心配ごともお互いに助け合うこともしばしばであつた。また仕事の切り（田植え・刈取



りなど)には、それぞれ料理を一・二品持ち寄り、お酒飲みながらの時間は何よりの楽しみであつた。

また賃仕事としては、一戸が耕作できる面積は一町五反程が限界で、それも「おとこさ」を頼んでのことである。田んぼの少ない家は「おとこさ」として「おやつさま」に手伝いに行った。朝の四時から田に入り、その家の手づくりの三度の食事や、晩方に刺身と酒をよばれることが、また無上の楽しみでもあつたと古者は語っている。

昭和から平成の世になつて生産組合や営農組合が組織され、一段と効率性と採算性が要求される時代となり、さらには少子高齢化が進む金戸において「結」は、今でも必要な結びつきである。人と人のつながりの人間関係が大事にされて、子供たちが日々の生活の中で実践されている姿をまじかに見る体験が、子供達に原風景を育むことにもなつていたので。

## 生産組合

昭和二二年に生産者が共同して資材・道具・機械を購入利用し、個人農家の経済的及び労働力の軽減をおこなうことを目的として金戸生産組合が設立

された。

兼業と農作業の機械化は、共同利用の農機具も個人所有となり、個々の農家は赤字を農外収入で補填することが常態化するようになった。さらに米の消費減退から米あまり現象が昭和四〇年代半ばから生じ、そして大麦・大豆の転作が始まったことや、共同作業としての消毒・防除の計画性が必要となることから、より生産組合は重要視されるようになった。赤字農業を少しでも解消すべく、昭和五十年には高能率機械利用として大型の田植機・コンバイン・トラクターを導入し共同化を推し進めた。

平成初頭には転作の作業も共同で行なわれるようになり、平成二四年の現在では七割しか水稻の作付けが行われていないが、それらの計画性や共同化に果たす生産組合の役割は大きい。生産組合が出来てから新しい形の結である集落全体の共同作業が始まるのであった。

### 営農組合・農事組合法人

昭和六〇年代から平成初頭に転作だけでなく水稻の協業化が進められ南山田に集落協業体としての集落営農組織が誕生し始めた。金戸においても地域

農業を守り個人農家の赤字脱却を目指し、集落共同経営体としての協業組織「金戸営農組合」が平成九年八月二四日に設立された。

運営は育苗及び機械関係は共同作業として組合員とその家族が出役することを前提とし、個々の水田管理は水田所有者が行う共同協業作業体系とした。また経理は販売収入はすべて営農組合とした。そして共同作業労賃・圃場管理費・地代などは営農組合から個人に支払われる経理一元化方式を採用し、各農家は農業の赤字を解消することができた。

平成一〇年に転作の大豆生産も金戸営農組合に統合し、組合員の圃場の全てを一元化した。組合は適地適作を原則に水稻と大豆の作付けを行なうことにより、大豆はなんと農協管内においてトップクラスの収量と品質を保っている。また堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行うエコファーマー認定を取得し、特別栽培米の作付など環境に優しい農業推進なども行っている。

政府は過疎化、高齢化の進展や基幹的農業従事者の減少に対応すべく地域ぐるみで営農を展開する「集落営農」を推進してきた。平成一六年の「米政策改革大綱」により、共同利用型から

協業経営型へ、さらに任意組織から法人へと地域農業の担い手としての集落営農組織の育成が求められるようになった。

平成一九年にはこれまでの米や麦・大豆など品目別に、全ての農家に助成金を支払う方法を見直し、制度の対象を担い手に限定し、その経営全体に着目した所得補償的な支払いを行うことにより、安定した持続可能な経営を育成する「品目横断的経営安定対策」が導入された。

一定規模以上（20戸以上）の営農組合に有利な政策が実施されるので、金戸営農組合は一定期間内に農業生産法人となること目指し、平成二四年二月



一九日「農事組合法人」に移行することを決定し、同年二月二一日に「農事組合法人金戸営農組合」が登記された。